

広島県告示第二百四十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県大竹市比作、同市穂仁原、同市安条、同市前飯谷、同市後飯谷、同市油見二丁目、同市三ツ石町、同市小方二丁目及び同市黒川二丁目地内		
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	区域の表示及び警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十一年政令第八十四号）で定める事項
比作川（一）	土石流	比作川（一）	次の図のとおり
○隣 a	土石流	比作川（一） ○隣 a	次の図のとおり
比作川（一） ○隣 b	土石流	比作川（一） ○隣 b	次の図のとおり
比作川（一） ○隣 c	土石流	比作川（一） ○隣 c	次の図のとおり
比作川（一） ○隣 d	土石流	比作川（一） ○隣 d	次の図のとおり
比作川（一） ○隣 e	土石流	比作川（一） ○隣 e	次の図のとおり
比作川支川（一一）	土石流	比作川支川（一一）	次の図のとおり
比作川支川（一一隣 a）	土石流	比作川支川（一一隣 a）	次の図のとおり
比作川支川（一一隣 b）	土石流	比作川支川（一一隣 b）	次の図のとおり
比作川支川（一一隣 c）	土石流	比作川支川（一一隣 c）	次の図のとおり

黒川（二三） 隣二）	黒川（二三） 隣二）	黒川（二三） 隣三）	大膳川（二 五a）	黒川（二三） 隣二）
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
	黒川（二三） 隣二）	黒川（二三） 隣三）	大膳川（二 五a）	
	土石流	土石流	土石流	
	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所廿日市支所に備え置いて縦覧に供する。